

1. 町の紹介

太地町は400年以上にわたって、クジラと深く関わってきた「くじらの町」として知られています。また、風光明媚な海岸部は吉野熊野国立公園にも指定され、文化的にも自然環境にも恵まれた町です。現在、町は、町全体の公園化「くじらと海のエコミュージアム」を目指し、環境整備が進められています。最近では、道の駅たいじ、森浦湾くじらの海、国際鯨類施設などが整備され、クジラの学術研究都市としての機能も充実してきました。

2. 募集の概要

太地町立くじらの博物館は、鯨類に特化した全国でも数少ない施設です。捕鯨の歴史や文化、そして鯨類の生態に関する資料を展示するほか、鯨類を中心とした熊野灘に生息する様々な生き物を展示するなど、博物館と水族館の要素を併せ持った展示を特徴としています。ショーやふれあいイベントも充実しており、五感で体験し、楽しみながら「クジラ」について学ぶことができる施設となっています。クジラとともに歩んできた歴史ある町において、社会教育と観光の両機能を持つ当館の魅力を発信し、多くの方に親しまれ、利用される仕組みや企画を創出するために、新たな発想と視点で挑戦していただける地域おこし協力隊を募集します。広報や営業などの業務を通して、地域活性に貢献いただける隊員を募集しています。

3. 職務内容

(1) 企画

くじらの博物館のテーマと特色を生かしたイベント等の計画と実施

- ・ イベント等の計画と実施
- ・ 地域イベントへの参加
- ・ 学芸員の業務補助

(2) 広報

くじらの博物館内外から情報を収集し、博物館の魅力や話題を発信

- ・ メディアへのプレスリリース配信と対応
- ・ 各種メディア（新聞社、テレビ、ラジオ、雑誌、その他）からの取材対応
- ・ 公式HP、SNS（インスタグラム、フェイスブックなど）による情報発信と管理

(3) その他の業務

くじらの博物館の運営等に係る業務

4. 募集内容および勤務条件について

職 種	地域おこし協力隊
採用予定人数	1名
申 込 資 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年4月1日時点で高卒以上の方 ・ 普通自動車運転免許を有する方 ・ 生活の拠点を、3大都市圏をはじめとする都市地域から太地町に移行し、かつ住民票を移動できる方 ・ 任期終了後も引き続き定住する意思のある方 ・ 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
勤 務 場 所	くじらの博物館
報 酬	日 額：10,543円～10,949円 賞 与：6月及び12月 注) 人事院勧告を受けた場合、報酬及び賞与の額は変更となります。
勤 務 日	週5日勤務のシフト制
休 日	週休2日（シフトによる）
勤 務 時 間	8：30～17：00（うち昼休憩1時間）
休 暇	有給：年次有給休暇、忌引休暇、病気休暇 等 無給：介護休暇 等
身 分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる パートタイム会計年度任用職員
任 期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで <u>*勤務成績が良好で、次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。</u> *採用された日から1ヶ月間は条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務官署までの通勤距離が片道2km以上であり、かつ町が最も合理的かつ経済的な経路及び方法であると認めた場合、「太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき支給されます。
加 入 保 険	厚生年金、共済保険、雇用保険

待 遇	<p>①住居については自己負担となります。</p> <p>②家賃・光熱水費等(水道・電気・ガス等)は自己負担となります。</p> <p>③着任準備に要する経費(引っ越し費用・生活備品等)は、各自の負担となります。</p> <p>④消耗品・旅費等の活動に必要な経費については、予算の範囲内で負担します。</p> <p>⑤活動に必要な自動車、パソコンは貸与します。</p>
--------	--

次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- * 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- * 太地町会計年度任用職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- * 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 申込みについて

受付期間	採用予定人数に達するまでの間
申込方法	<p>郵送又は持参 (封筒の表面には「会計年度任用職員申込書在中」と朱書きし、裏面には必ず自分の住所、氏名を明記してください。)</p> <p>【郵送の場合】 必ず「特定記録郵便」「簡易書留郵便」とし、太地町役場 総務課宛に送付して下さい。</p> <p>【持参の場合】 太地町役場 総務課に直接ご本人がお越しください。 (受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで)</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太地町会計年度任用職員申込書 ・ 履歴書 ・ 運転免許証の写し ・ 住民票
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書等の必要書類は、太地町役場 総務課に備え付けています。 (太地町ホームページからもダウンロードできます。) ・ 申込書等に記載した内容に不備があるとき、受理できない場合があります。 ・ 記載した内容に虚偽があることが判明したとき、申込みが無効となる場合があります。 ・ 提出書類は返却しません。

6. 採用の決定方法について

(1) 書類選考

応募書類を受理後、概ね1週間程度で選考結果を通知します。

(2) 面接審査

書類選考合格者を対象に行います。日時詳細については、書類選考結果通知の際にお知らせします。ZOOM等を利用したオンライン面接も対応可能です。

7. 結果通知について

合否については、面接審査終了後1週間以内に通知する予定です。